

手当

障がいのある人に対して、次のとおり各種手当があります。医師の診断書が必要ですので、かかりつけ医にご相談ください。



特別障害者手当

問合せ先：障がい福祉課

- ◇ 対象者
在宅の、精神または身体に重度の障がいのある人(20歳以上)で、常時特別な介護を必要とし、所得基準を超えない人。長期入院(3か月)または施設入所による支給制限があります。
- ◇ 申請に必要なもの
 - 指定様式による診断書 (指定様式は障がい福祉課にあります)
 - 通帳
 - 印鑑(シャチハタ不可)
 - マイナンバーが確認できる書類及び本人確認書類
 - 戸籍謄本 ※必要な場合があります。お問合せください。
 - お持ちの人は、各種障害者手帳及び年金証書
- ◇ 支給額
月額 29,590 円(令和7年4月現在。改定する場合があります。)
- ◇ 支給月
5月(2～4月分)、8月(5～7月分)、11月(8～10月分)、2月(11～1月分)



障害児福祉手当

問合せ先：障がい福祉課

- ◇ 対象者
在宅の、精神または身体に重度の障がいのある児童(20歳未満)で、日常生活において常時介護を必要とする方で所得基準を超えない人。施設入所による支給制限があります。
- ◇ 申請に必要なもの
 - 指定様式による診断書 (指定様式は障がい福祉課にあります)
 - 通帳
 - 印鑑(シャチハタ不可)
 - マイナンバーが確認できる書類及び本人確認書類
 - 戸籍謄本 ※必要な場合があります。お問合せください。
 - お持ちの人は、各種障害者手帳
- ◇ 支給額
月額 16,100 円(令和7年4月現在。改定する場合があります。)
- ◇ 支給月
5月(2～4月分)、8月(5～7月分)、11月(8～10月分)、2月(11～1月分)



特別児童扶養手当

問合せ先：こども政策課

※市で申請書一式を受理し、県へ送付し、審査後、県から手当が支給されます。

◇ 対象者

精神、知的または身体に重度か中度以上の障がいのある 20 歳未満の児童を監護^{*}している父母、または養育者で、所得基準を超えない人。施設入所による支給制限があります。

※監護とは、親権者として子の福利・厚生を考えて監督することです。

児童が障害年金など(障害を事由とする公的年金)を受け取る場合は支給されません。

児童扶養手当や児童手当、障害児福祉手当などの併給は可能です。

◇ 申請に必要なもの

- 指定様式による診断書 (指定様式はこども政策課にあります)
- 通帳
- 印鑑(シャチハタ不可)
- 同居者全員のマイナンバーが確認できる書類及び本人確認書類
- 戸籍謄本
- お持ちの人は、各種障害者手帳

◇ 支給額(令和7年4月現在。改定する場合があります。)

月額	1 級 56,800 円
	2 級 37,830 円

◇ 支給月

4 月(12 月～3 月分)、8 月(4 月～7 月分)、11 月(8 月～11 月分)

◇ 問合わせ先

大村市こども政策課 電話 54-9100 FAX 54-9174

べにまるくんのコラム



オレンジグローバーって知ってる？



マスコットキャラクターべにまるくん

「オレンジグローバー」は大村市内の障害者就労施設で作っている製品や食品の統一ブランド名です。ブランド化で障害者就労施設商品を広くお知らせし、売上増による障がい者の工賃向上を目的としています。

販売会では、施設利用の障がい者が接客することもあり、就労訓練の場になっています。実際に一般就労につながった方もいます。

「大村市障がい者施設ネットワーク協議会」に参加する事業所のみなさんが力を合わせて頑張っています。

また、毎月市役所やプラットおおむらで「オレンジグローバー販売会」が開催されています。